平成２８年（フ）第１００号
神奈川県座間市相模が丘２丁目41番25号　都ハウス203号
債務者　小川　久義
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０１号
神奈川県座間市相模が丘２丁目41番25号　都ハウス203号
債務者　小川貴代枝
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０４号
相模原市中央区田名3302番地２　田名寮202号
債務者　大平　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０５号
相模原市中央区相模原３丁目８番24号　グランディール504
債務者　岡本　　勇
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０８号
神奈川県座間市立野台３丁目26番23号　立野台ハイツ102号
債務者　西村　明夫
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２６号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目56番１－504号　アルエット・コリーヌ
債務者　薫　　隆幸
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３９９号
名古屋市港区名四町128番地の２　ＳＲビル307号、従前の住所名古屋市守山区藪田町109番地　リバーステージもりやま301号
債務者　白坂　宣明（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７２号
愛知県瀬戸市東権現町53番地の３　レインボーティアラ瀬戸306
債務者　伊藤　保夫
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７３号
愛知県瀬戸市東権現町53番地の３　レインボーティアラ瀬戸306
債務者　伊藤　ゆみ
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９号
岡山県倉敷市八王寺町158―12サンホーム八王寺２－２号室、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目２番18号
債務者　小野　久尚
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
岡山県倉敷市老松町５丁目598番地２エスポワール老松201号
債務者　黒川　仁美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根307番地　ドリームパレス301号
債務者　石田　啓太
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第５２０号
札幌市東区北38条東12丁目１番20―201号
債務者　柳澤　展善
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３６号
札幌市清田区北野２条３丁目６番18号
債務者　勝井　善明
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７０号
札幌市中央区南13条西１丁目１番13―804号
債務者　稲垣　心也
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７５号
札幌市北区新琴似３条10丁目４番17号　冨田たみ子方
債務者　加藤　厚子（旧姓黒畑）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０１号
札幌市中央区南16条西８丁目２番20―601号
債務者　以頭　正美（旧姓森川・小谷）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部